

長野工業高等専門学校防火・防災管理規則

制 定 令和6年12月26日

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火・防災管理の徹底を期し、火災、地震その他の災害を未然に防止するとともに、災害による人的、物的被害を軽減することを目的として定めるものとする。

(諸規則との関係)

第2条 防火・防災管理について必要な事項は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及びその他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(防火・防災管理の総括)

第3条 校長は、防火対象物の法における管理権を有する管理権原者として、本校における防火・防災管理業務を総括する。

(防火・防災管理者)

第4条 法第8条第1項の規定に基づく防火管理者及び法第36条第1項の規定に基づく防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）は、総務課長とし、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条及び第47条に定める資格を有していなければならない。ただし、当該課長が資格を有していない場合、校長は、他の有資格者を防火・防災管理者、防災管理者又は防火管理者として指名することができるものとする。

2 防火・防災管理者としての資格を有している者が不在の場合は、防火管理者又は防災管理者の資格を有する2名をもって防火・防災管理者とし、それぞれの責任の範囲内において業務を行うものとする。

~~2~~3 防火・防災管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 火気の使用又は取扱いの指導及び監督に関すること。
- 二 法第8条第1項に規定する消防計画の作成及び所轄消防署への届出に関すること。
- 三 自衛消防組織に係る事項
- 四 収容人員の適正管理
- 五 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- 六 消防用設備等の法定点検、整備及びその立会いに関すること。
- 七 避難設備又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 八 訓練の実施に関すること。
- 九 防火・防災管理上必要な教育に関すること。
- 十 消防機関との連携に関すること。
- 十一 その他防火・防災管理に関すること。

(防火・防災管理委員会)

第5条 本校における防火・防災対策を円滑に推進するため、防火・防災管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- 一 校長（管理権原者）
- 二 防火・防災管理者
- 三 事務部長
- 四 総務課長，学生課長
- 五 その他委員長が必要と認めた者

3 前項第五号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、次に掲げる事項について、審議するものとする。

- 一 消防計画に関すること。
- 二 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 三 防災備蓄品に関すること。
- 四 防災教育及び訓練に関すること。
- 五 その他防火・防災管理上必要な事項に関すること。

5 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(防火・防災担当責任者)

第6条 校長は、区域ごとに防火・防災担当責任者を置き、防火・防災管理者を補佐させるものとする。

2 防火・防災担当責任者は、長野工業高等専門学校不動産管理規則（以下「不動産管理規則」という。）第5条に規定する不動産監守者とし、担当区域は不動産管理規則別表に規定する不動産監守区域とする。

3 防火・防災担当責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 担当区域における火元責任者に対する指導及び監督
- 二 その他防火・防災管理上必要な業務

(火元責任者)

第7条 不動産管理規則第8条に規定する火元責任者は、常時における火災予防の徹底を期するため、次に掲げる、業務を行うものとする。

- 一 火気の管理
- 二 建物，火気使用設備器具，電気設備，危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理
- 三 地震時の火災発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認
- 四 防火・防災担当責任者の補佐
- 五 その他防火・防災管理上必要な業務

(自衛消防隊)

第8条 本校内において火災その他の災害が発生した場合、その被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の編成及び任務分担は、消防計画に定める。

(一般的遵守事項)

第9条 本校の学生、教職員及び本校に出入りするすべての者(以下「教職員等」という。)は、火災予防のため次の事項を厳守しなければならない。

- 一 指定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 二 火気使用設備器具の周辺は、常に整理・整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。
- 三 火気使用設備器具使用後は、熱源の遮断を完全にし、安全を確認すること。
- 四 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近に操作の支障となる物を置かないこと。
- 五 通常火気を使用しない場所で火気を使用する必要があるときは、事前に防火・防災管理者に届け出て承認を得ること。
- 六 避難口、廊下、階段等の避難経路及び防火扉の周辺には、避難上障害となる物を置かないこと。
- 七 危険物を貯蔵又は取り扱う場所においては、適切な防護措置を行うとともに、みだりに火気を使用しないこと。
- 八 防災管理上実施する巡視、点検及び調査等に協力すること。

(災害発生時の対応)

第10条 教職員等は、災害発生時において、自らの安全を確保するとともに、通報、消火、避難誘導等の適切な行動をとらなければならない。

(避難指示等)

第11条 校長は、災害等により本校の建物等が重大な損傷を受け、危険な状態となった場合には、教職員等に対し、安全な場所への避難を指示するとともに、当該建物等への立入禁止の措置をとるものとする。

(防火・防災訓練)

第12条 防火・防災管理者は、本校内の火災その他の災害発生に対処するため、次に掲げる訓練を年1回以上実施するものとする。

- 一 火災・地震その他の災害等を想定した消火、通報、避難誘導、救護等を連携して行う総合訓練
- 二 通報、消火、避難誘導を個々に行う部分訓練

(庶務)

第13条 防火・防災管理に係る庶務は、総務課において処理する。

附 則（令和 6 年12月26日 制定）

- 1 この規則は，令和 6 年12月26日から施行し，令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校防災管理規程（平成21年 4 月 1 日制定）は，廃止する。